が、税金と社会保険料が安く済むからである。それに自分の資産として自覚できるので、公的年金と同じ生涯保障の貯蓄であっても拠出への抵抗も少ない。

4　年金の理論と財政の仕組み

年金制度の運営方式は基礎年金と報酬比例の二階建て年金の場合では異なるが、先ず典型的な基礎年金お場合を想定してその仕組みを説明しよう。

基礎年金の財政

基礎年金は原則として全国民を対象とする普遍的制度であり、年金受給者の年金受給額(受給額 benefit のＢをとってこれをＢと表す)は、年金受給者数(主に高齢者、これをN_0とあらわす) に受給者一人当たり年金受給額（これをｂと表す）を乗じた、(1)式のようになる。

$B=bN_0$ ―――――――――――――――――――――――――― (1)

他方、年金収入(これを R と表す)は、

$R=\alpha yN$ ―――――――――――――――――――――――――― (2)

ｙは保険料拠出者の一人当たり所得であり、Ｎは拠出者(費用負担者)の人口であり、αは所得に対する費用負担の割合であり、基礎年金を公費で賄っている場合は税率である。

賦課方式の場合は支出=収入であるから(1)=(2)であり、αで解くとαは N_b ／N(受給者/負担者比率、dependency ratio)にｂ／ｙ (replacement ｒａｔｉｏ)を乗じた値になる。

$\alpha=N_b/N\cdot b/y$ ------------------------------------ (3)

ただしｂ:一人当たり年金給付額、ｙ：費用負担対象の所得、N_b ：受給者の人口、Ｎ：費用負担者の人口、α：費用負担比率（費用負担者の所得に対する基礎年金拠出の比率)

単純化して、働いて所得を得ている世代と年金を受給する世代の二世代モデルを使って説明すると図表 5 のようになる。

図表　5　賦課方式の場合の年金の費用負担と給付額の関係

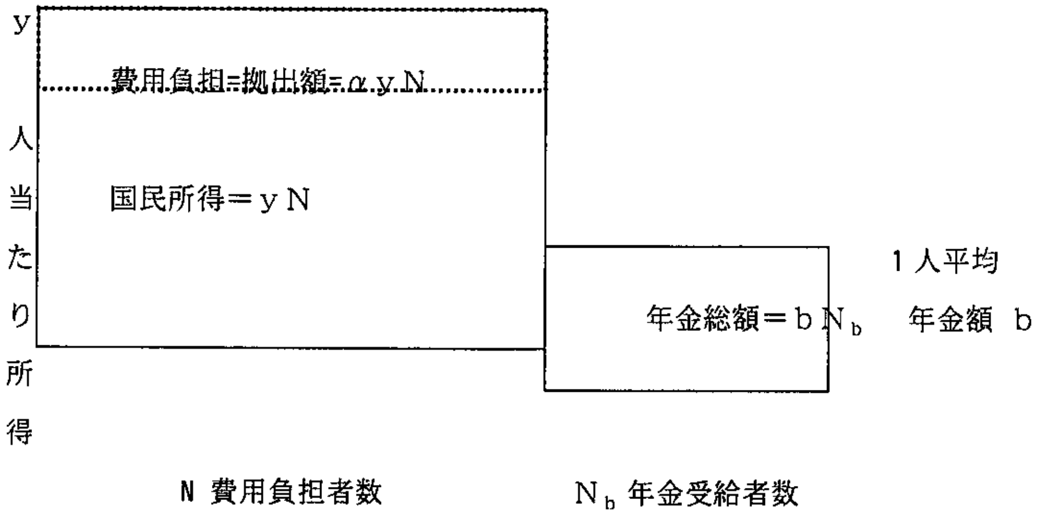

積立方式の財政

積立方式の場合、稼得期の積立金（$\alpha y N_1$)に運用収益率ｉで運用されるとすると、元利合計が年金総額（$N_2 b$）になるから、$\alpha y N_1 (1+i) = N_2 b$ となる。これを現在の価値に換算するためにｒの率で割り引き、単純化のために、積立金の運用収益率ｉと、時間割り引き率ｒが同率の場合（$i = r$）を想定すると、(4) 式のように賦課方式の場合の式と似た形の式になる（やはり単純化のために、ここでは年金の管理運営費は考慮していない)。

$$\alpha y N_1 \frac{1+i}{1+r} = N_2 b$$

$$\alpha y N_1 = N_2 b$$

$$\therefore \quad \alpha = N_2 / N \cdot b / y \qquad (4)$$

ｉ：利子率、ｒ：将来価値を現在価値に換算するときに用いられる時間割り引率。時間割引率は来年、本当にもらえることが確実であれば、利子率に近くなる。

図で表せば、図表３の横軸のＮに見合うものがｎになり、N_0に見合うものがn_0になるだけであり、同様な図表でその原理は表せる。ただし賦課方式の場合費用を負担するのは主としてその期の就労世代あるが、積立方式の場合には本人であることが決定的に異なる。第１に、年齢構成が高齢化し、年金依存者比率（N_0／N）が上昇する

場合には、世代間分配に影響する。

ライフサイクル仮説と貯蓄率

年金財政に関わる経済理論としてよく知られているものにリサイクル仮説がある。この仮説によれば、人は生涯消費の現在価値を最大にするように現在の所得を将来の消費に向けて貯蓄するという。すなわち現在の所得は〔5〕式のように現在の消費C_1と将来の消費のための貯蓄Sに分けられる。

$Y=C_1+S$ ------------------------------------ (5)

この貯蓄は i の利子率で増加するので、その元利合計が退職後の消費C_2になると想定すれば、$C_2=S〔1+i〕$となる。したがって次式のようになる。

$S= C_2/〔1+i〕$ ------------------------------------ (6)

この式を〔5〕式に代入すると、

予算制約式　$Y=C_1+C_2/(1+i)$ -------------------------- (7)

このような予算制約の下で、〔8〕式のような個人の効用関数を最大化するとどうなるかをみるためには、〔9〕式のようなラグランジェ乗数を用いてC_1とC_2のそれぞれで微分して〔10〕、〔11〕式を導いて、両者をイコールとおいて解くと,最適条件として〔11〕式が導かれる。

効用関数　$U=U_1〔C1〕+U2〔C2〕$ ------------------------------------ (8)

$U=U_1(C_1)+U_2(C_2)=\lambda\{Y-C_1-C_2/(1+i)\}$ ------- (9)

$\lambda=U_1(C_1)$ ------------------ (10)

$\lambda=U_2(C_2)(1+i)$

最適配分の条件は(11)式が示すように、現在の消費と将来の消費の限界効用の比が(1+i)に等しくなる点である。

最適配分の条件　$U_2(C_2)/U_1(C_1)= (1+i)$ ------------------ (11)

公的年金が導入されると,$C_2=S〔1+i〕+B$となり、公的年金額Bが支給されるので、個人貯蓄はそれだけ少なくてすむ。その場合の最適所得配分の条件は、〔12〕式にとって代わる。

$U_2(C_2)/U_1(C_1)= (1-\beta)/(1+i)$ ---------------------------- (12)

$\beta < 1$

ここでβは退職後の消費に対する公的年金の給付率である。これは予算制約線の勾配はβだけ小さくなることを意味する。

このような意味で、社会保障の発達は個人貯蓄率を小さくする可能性が高い。それに加え公的年金をはじめとする社会保障が発達する段階では人口の高齢化が進行して貯蓄率の低い高齢者の比重が高くなるので、個人貯蓄率は一層低下する蓋然性が高い。個人貯蓄率は低下しても公的年金の発達で、社会保障基金が貯蓄を増やせば、社会全体の貯蓄率は低下しないのではないかとの論もあるが、

年金給付費の対国民所得費の予測

高齢化が進行すると、先の（1）式と（8）式のN_b／N（高齢者数／費用負担者数）が大きくなり、年金給付費の対国民所得比も大きくなる。この変数を中心にその他の説明変数をも加えて、年金給付費の対国民所得比の重回帰式(説明変数が一つのときを単に回帰式といい、説明変数が複数のときは重回帰式と呼ぶ)を作成すると図表6のようになる。この図表 6 は 1965 年から 1998 年の公的年金給付の対国民所得比の変動が①高齢者の就業者に対する比率、②雇用失業率の同年の数値と 1 年前の数値の平均、③一人当たり雇用者所得(福利厚生費を含む賃金)の増加率、④消費者物価指数によって 99.7％説明できることを示している(決定係数というのはその式の被説明変数の動きの何％を説明できるかを示す指標である。自由度調整済み決定係数とは、サンプル数と説明変数の数で調整した決定係数である。サンプル数が多く、説明変数が多くない場合、両者の差は小さくなる)。下の段は 4 つの説明変数の回帰係数、標準回帰係数、回帰係数のｔ値、ｐ値を示している。回帰係数はその変数が説明変数の動きにどう影響するかを示すが、各説明変数は単位が違うので、各変数の相対的影響の強さはこの回帰係数では分からない。そこで説明変数を表示単位に関係ない標準得点で表して、相対的影響(ウェイト)をあらわしたのが標準回帰係数である。ｔ値とは各回帰係数をその標準偏差で除した値であり、係数のぶれが小さいほどｔ値は大きくなる。つまりｔ値が大きいほどその説明変数は安定的であることを示す。ｐ値は有意水準と呼ばれ小さいほど有意水準は高い。たとえば 0.01 ならば 1％水準で有意と呼ばれる。上段のｄｕｒｂｉｎ－ｗａｔｏｓｏｎ比は時系列分析の場合、相関関係が大きくてもそれは時間とともに上昇あるいは低下しているだけで、因果関係によるそ相関とは言

えないかもしれないので、このことをチェックする比率である。この比率は残差系列を一期ずらした場合の両時系列の相関係数から推計する。ダービン・ワトソン比が 2.00 に近い場合は、系列相関は小さく、相関関係は見かけだけのものではないと言える。この例の場合、残差間の相関係数は 0.3 であることが示されている。残差間の相関係数が大きいと、系列相関があると推定されるので、真の相関関係にあるかどうかが疑わしくなる。

図表 6 公的年金給付費の対国民所得比の動きを説明する重回帰式

回帰分析概要
公的年金／国民所得％ 対 4 独立変数

例数	34
欠測値数	47
相関係数（|R|）	.999
R 2乗	.997
自由度調整 R 2乗	.997
RMS 残差	.158

残差分析
公的年金／国民所得％ 対 4 独立変数

例数 >= 0	18
例数 < 0	16
SS[e(i) - e(i-1)]	.901
Durbin-Watsonの検定	1.245
系列相関	.300

回帰係数
公的年金／国民所得％ 対 4 独立変数

	回帰係数	標準誤差	標準回帰係数	t値	p値
切片	-2.939	.286	-2.939	-10.257	<.0001
高齢者/就業者数	.193	.017	.356	11.645	<.0001
雇用失業率二年平均	.487	.085	.134	5.714	<.0001
一人当雇用者所得増加率	-.045	.008	-.109	-5.600	<.0001
消費者物価指数'90=1.0、年度	4.064	.326	.442	12.460	<.0001

この式は説明変数が理論的想定どおりのプラスであったりマイナスであり、決定係数も十分に大きく、t 値も p 値もダービン・ワトソン比も統計的条件を充たしている。

R^2：決定係数、$\bar{R}^2$：自由度調整済み決定係数決定係数。ＲＭＳ残差は平均残差箱の回帰式によって推計された値と実際の観測値との平均差のことである。

この図表 4 を式の形で表すと(13)式のような回帰式になる。

公的年金給付費の国民所得に対する比率（％）＝

－２．９３９+0．１９３×Ｎｏ／Ｎｅ％－0.045×一人当り雇用者所得増加率％

（10.２５７）　（１１．６４５）　　　　　（－５．６００）

０．４８７×雇用失業率(2 年間の平均)+4.064×消費者物価指数-----------------

(13)
(5.７１４)　　　　　　　　　　　（１２．４６０）

相関係数Ｒ：0.99９、　自由度調整済み決定係数：0.99７、ダービン・ワトソン比：1.２４５

この推計結果では 1994 年に国民所得の１０％台であった公的年金給付費は 2025 年には１７％を上回るという推計になる。

5　企業年金の改革はなぜ必要か

このように公的年金は社会保障給付費のおそらく半分くらいのウエイトになる。それだけ多くの支出がなされても、国民の老後保障に十分とはいえない。企業年金と個人年金による補完が必要である。そのほか、次のような理由から企業年金の改革が必要とされている。

第１に、公的年金の二階部分(報酬比例部分：厚生年金と共済年金)の給付が５％抑制され、更に給付が賃金スライドでなく物価スライドに代わったので、将来、サラリーマンの公的年金給付が全般の賃金や所得に比べて相対的に低下していく。この分、公的所得保障責任を代替・補完して生涯所得の保障をする企業年金の役割が大きくなるからである。

第２に、いわゆる右肩上がり経済の時代には、＜年金給付受給者／年金費用負担者比率＞も低く、企業の成長率も年金積立金の運用利回りも大きかったので、年金財政の不安が表面化しなかった。しかし、最近では企業の成長も従業員の増加も積立金の収益率の増加も見通しが暗いので、将来の企業成長に適応した年金財政にすることが要請される。その他、中小企業に普及していない、税制適確年金は終身でない、公的支援にも一貫性がない、など、現在の企業年金は将来の公的年金の機能を一部代替する制度としては不備である。

第３に、市場化・グローバル化時代への適応のためである。市場化ということは個人の選択の自由が大きいということであり、自由があるということは反面、自己責任が大きいということである。日本の場合、企業とくに大企業では企業任せ、政策では政府任せというパターナリスティクな性格が残っていたが、市場経済時代ではそれが自己責任と選択の時代になるということである。パターナリズムから市場競争に移る場合には、情報公開、競争のルールの明確化、機会の均等化、等が必要である。企業年金財政にも国際基準の適

用が要請される。

6　確定給付年金と確定拠出年金の違い

以上のような問題があるので企業年金法を導入して差し当たり既存の確定給付年金を共通ルールで一元化し、あわせて確定拠出年金を導入しようとしている。

図表７　確定給付年金と確定拠出年金の違い

特徴	確定給付年金	確定拠出年金
１、将来の年金給付額・給付率	確定している 定期預金に類似	積立て金の運用次第 投資信託に類似
２、積立金の拠出者	使用者	被用者（使用者は多くの場合、同額又は一部拠出）
3、積立金運用選択	使用者一任	被用者の選んだ選択肢から自己選択
4、リスクの程度	被用者には小 使用者には大 預金の性格	被用者には大 使用者には小 信託制度の性格
5、リスクの負担者	使用者が負担	被用者が負担
6、ポータブル性	限定的	ポータブル化し易い
7、途中退職への扱い	途中退職者に不利	ポータブルできるので不利にならない
8、中小企業への普及	大企業中心に普及し易い	中小企業やベンチャー企業にも普及し易い
9、ステークホルダー意識	高い	401(k)型　薄い ESOP 型　高い
（自分の積立金残高のわかり易さ）	わかり難い	わかり易い
10、個人年金との連携	し難い	し易い
11 政府の規制	規制多い	規制少い
12 自律性	パターナリズム	個人主義・自己責任

確定拠出年金は、①年金のために確定した拠出をする、②自己選択でで積み立て資産を運用する、③積立金の運用の成果次第で年金給付額が決まるという点が本質的な特徴である。念のため確定給付年金と確定拠出年金の主な違いを整理すると図表７のようになる。

7 確定拠出年金の問題点

このような意味で、従来の資産階級と勤労者間の資産格差の拡大傾向を緩和させるのには役立つが、企業年金制度は、公的年金のような普遍性がなく、所得水準の相対的に高い勤労者により多く利用される。しかも使用者側のマッチング(従業員の拠出に対応する拠出)は一層資産格差を拡大するので、勤労者間の資産格差は却って拡大する恐れがある。これが企業年金の第 1 の問題点である。それでも確定拠出年金は図表７に示すような性格を持ち、比較的中小企業の従業員にも普及させ易いので、やり方次第では勤労者間の資産格差の緩和に役立ち得る。アメリカでもこの問題に対処するために、また反差別テスト・プランが設けられており、それをクリアしない場合、使用者は低賃金従業員への使用者のマッチングを増額するか、高賃金従業員へのマッチングを減額しなければならない（Schieber and Shoven、1997)。また使用者は高賃金従業員がＩＲＡ(個人退職勘定)やＳＥＰ(簡易従業員年金)を設置して、転職し易い勤労者や小企業やパートの勤労者でも、簡易に加入できる制度を作っており、この制度の場合には加入等の手続きが小企業でもやり易く簡易になっており、この制度では反差別テストは免除される(藤田、2000 年参照)。

確定拠出年金の第 2 の問題はリスクの問題である。ある程度のリスク負担は市場化を受入た以上やむを得ないが、勤労者は金融市場とくに株式市場では情報弱者である。その上、所得の多い資産家階級に比べるとリスク回避的である。それゆえ自由市場で自己で資産選択をせよと言われても最適な資産選択ができない。その上、これまでの日本人は護送船団社会に慣れており、自己・自己選択・自己責任に慣れていないので、確定拠出年金の導入には公的支援が必要である。また、自己選択・自己責任の確定拠出年金は、より基礎的で安全な公的年金の上に構築することが必要である。現在、確定給付企業年金を持つ企業は確定拠出年金を併設するか、確定拠出年金に移行する場合には、ハイブリッド型の年金にすることが好ましい。また企業年金と年金資産市場が自由化され、被用者の自己選択に委ねられると、資産運用に馴染んでいる一部の被

用者を別とすれば、被用者は概して情報弱者であり、リスク回避型であるから、安心して株式投資や信託投資ができるような公的支援が必要である。選択する運用先についての情報の公開、被用者の学習機会の拡大、選択した確定拠出年金の積立金が破産した場合の一定額の保証をする公的機関の設置、確定年金拠出年金への税制上の優遇、等が必要な支援である。

第 3 に、市場化が進み、企業年金のポータビリティも高まれば、従業員の企業意識は薄れるので、これまでの日本的経営のやり方で従業員に企業意識を持たせることは困難になる。それゆえストック・オプション制度、主として自社株を所有する企業年金である ESOP(従業員株式所有プラン)等で自社株を所有させてステークホルダー意識を持たせることが必要になる。年功賃金・年功昇進、終身雇用によって会社に帰属意識を持たせることは、確定年金制度を導入しなくても希薄になるので、ESOP 等の導入でステークホルダー意識を涵養することがむしろ必要である。

第4に、自己で選択するといっても被用者の多くは資産市場に関しては情報弱者であり、リスク回避的である。アメリカの場合も、運用が個人の選択に委ねられる確定拠出年金の方が却って収益性の低い、安全な運用が選択されているという。確定拠出年金制度がうまく機能するためには、勤労者に資産市場と資産選択を合理的に選べるような学習の機会と金融情報の公開が大切である。

8 企業年金と株式市場の変容

市場化時代には、年金制度は間接金融方式から株式所有と投資信託中心のより直接金融方式へと移行する。その結果、年金積立金からの株式投資が増えて株式市場が活性化する。アメリカの場合もスウェーデンの場合も株式市場が活性化し、平均株価がピーク時には 1990 年の 4 倍近くなったが、この現象の一因も間接金融方式からより直截に株式投資あるいはミューチュアル・ファンドを通じての株式需要が増えたからだと見られている。図表8が示すようにアメリカの企業年金信託基金は 1980 年代から急増しており、その中でも株式 (equity)投資の増加は顕著であり、1990 年の 5620 億ドル（34.3％）から 1999 年には 21470 ドル（50.6％）に達している。

これは結果であってこうした効果を重視するのは本末転倒だという人が多いが、間接金融からより直接金融へ移行することの意義と影響は、自己選択と自己責任時代の

金融方式への転換としてその意義と効果を重視すべきである。日本はこの点でも市場化時代への適応に遅れており、個人金融資産約 1380 兆円のうち株式所有の比率は 2000 年度で 6.1％、投資信託は2．４％であり、増加傾向にあるとはいえその比率は先進工業国としては異常に低い。一般勤労者が株式投資や信託投資に馴染み易いような制度をつくり、勤労者の株式所有を推進することが、経済活性化の一つの道である。年金改革はこれを行うチャンスである。401(k)型に加えて自社株購入とレバリッジ（従業員の株式購入に資金を貸与する方式）を特徴とするＥＳＯＰ(従業員株式所有プラン)も導入すれ場、株式市場は活性化するであろう。

図表８ アメリカの民間年金の信託基金の資産の増加と株式投資の増加

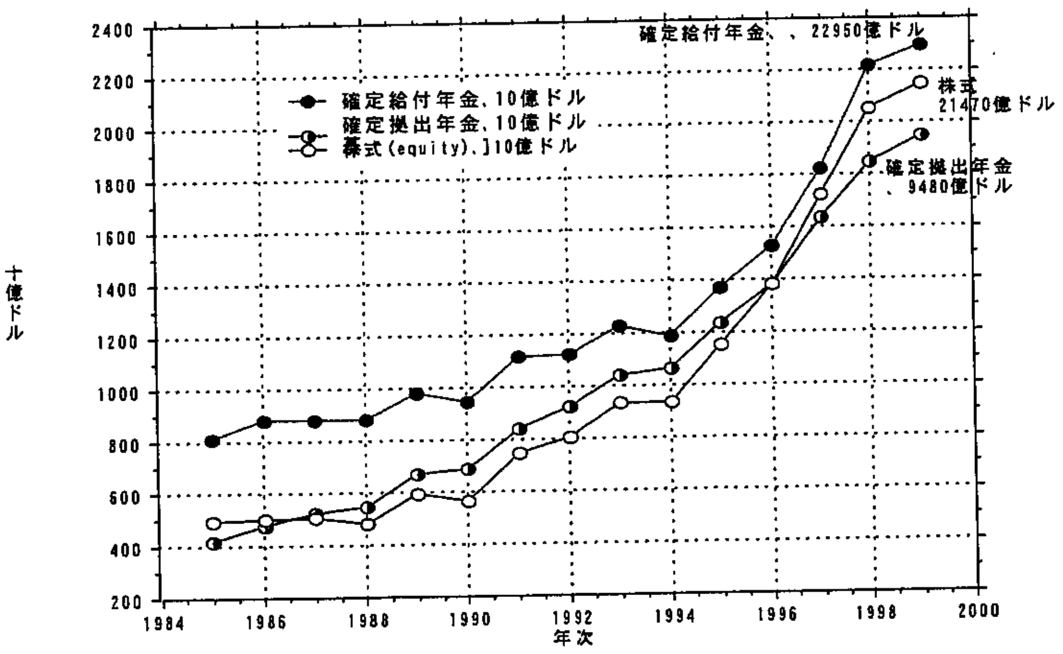

(Source) Employee Benefit Research Institute, 1999.

以上のように企業年金の改革は、公的年金制度の補完、勤労者資産形成と資産格差是正、勤労者資金の投入による株式市場の活性化、ステークホルダー意識の高揚というような政策目的にとってゆうえきである。目的を明確にして、その目的に沿うような普及を促すために、拠出限度額も税制上の優遇も思い切った政策手段をとるべきである。

（参照文献）

Employee Benefit Research Institute, *Pension Investment Report*, 2nd Quarter 1999.

藤田至孝「企業年金改革の残した課題」『週刊社会保障』2000年10月9日号。

Keister, Lisa A., *Wealth in America: Trends in Wealth Inequality*, Cambridge University Press, 2000.

丸尾直美「21世紀はストックと公正の時代」『LDI Report』2001年1月。

丸尾直美「年金制度の課題と将来」『社会保障読本200年』週刊社会保障、2000年8月特集号。

社会経済国民会議『高齢化社会の年金制度』1977年。

社会経済生産性本部『年金制度改革についての提言：年金は「福祉ミックス」と「ステークホルダー」の視点で』2000年1月。

Schieber, Sylvester and John Shoven, *Public Policy Toward Pensions*, The Twentieth Century Fund, 1997.

村上清『年金改革－二一世紀への課題』東洋経済新聞社 1993年。

Felderer, Bemhard ed. Public Pension Economics, Springer-Verlag Wien, 1993.

コトリコフ、ローレンス箸、香西泰監訳『世代の経済学』日本経済新聞社　一九九三年

社会保障研究所編『リーディングス日本の社会保障：年金』有斐閣、1989年。

橘木俊昭・下野恵子著『個人貯蓄とライフサイクル』日本経済新聞社、1994年

丸尾直美『総合政策論』有斐閣、1993年。

Bengtsson, Tommy ed.,Population, Economy,and Welfare in Sweden,

第4章　福祉サービスにおけるNPOの役割[ix]
－在宅介護サービスNPOにみる信頼メカニズム－

1．背景と研究目的

問題の所在

2000年春にスタートした公的介護保険制度により、とりわけ在宅介護サービス分野においては企業やNPO（民間非営利組織）を含む多様な供給主体が同一の土俵の上でサービスを展開することが可能になった。しかし、営利企業が介護分野に参入することに関しては、市場原理の導入による効率的なサービスの供給という利点が明確である一方、NPOに関してはその独自性や有効性が必ずしも明らかになっていない。本稿では、この問題（NPOの独自性や有効性がどこにあるか）について「信頼と情報」という観点からアプローチするが、なぜそれが重要かについては次のように考えることができる。

まず第一に、そもそも、在宅介護サービスのようなヒューマンサービスにおいては「信頼」の問題が極めて重要になってくるという点である。後述するように、介護や教育、医療などのサービスは、その専門性故に供給側と需要側に情報の格差が生じると考えられている。介護保険の導入など、民間企業がこれらのサービスに参入することは、こうした情報の格差を悪用して利潤を上げる可能性が否めないから、消費者が供給者に対する信頼が必要となるというのが、これらのサービスに信頼が必要であるとする議論の骨格である。もっとも、情報の非対称性は、実はどのような財・サービスにおいても発生し得る性質のものであり、ことヒューマンサービスにおいてそれが問題だとされるのは、そのサービスの効果や評価が困難であるからに他ならない。

第二に、「信頼」が必要であることが確かなものだとしても、その信頼を確保することは一般に困難であり、だからこそそれを（個人的な努力目標ではなく）社会的なしくみとしてどのように醸成するかが問題となるという点である。上述のように、民間企業はその利潤動機故に信頼性が乏しいのではないかとの認識から、制度的に利潤動機が低いと考えられるNPOにその可能性を見出す議論が成り立ち得る。主として公共経済学でなされているこの議論が果たして肯定され得るかという点こそ本稿の問題意識のひとつであるが、仮にNPOが信頼を得ると考えるのであれば、それが如何なる条件で成立し得るかという点を明らかにしない限りこの議論は説得性を持たないことになる。

すなわち、在宅介護サービスには信頼が必要であること、その信頼は容易に導き得るものではないが社会的なしくみとして構築する必要があること、が重要な背景として横たわっている。さらに、信頼という観点から NPO が有効性を持ち得ると考えられるのであれば、そこからどのようなインプリケーションを導出するかが、上記問題に答える糸口のひとつだといえるだろう。NPO の有効性や独自性について信頼と情報の観点からアプローチすることの意義は、以上のような理由からである。

研究目的と分析対象

在宅介護サービスにおける信頼の必要性と、それに対する NPO の有効性という問題意識は、大きく分けて次の 2 つような研究目的を生む。すなわち、（1）在宅介護サービス分野の NPO について、従来説明されてきたような信頼性が果たして認められるのかを検討すること（=NPO の信頼性仮説の検証）と、（2）NPO の信頼構築のメカニズムを明らかにすること（=NPO の信頼メカニズムの解明）である。以下、第Ⅰ部では（1）を、第Ⅱ部では（2）の問題を扱うことにする。後述するように、この（1）の問題は「信頼と情報の理論的再構成」と「信頼仮説の実証的分析」の下位目的からなる。

なお、本稿における民間非営利組織（NPO）とは、一般的に政府に属さず、営利を求めないで何らかの公共的な活動を行っている民間組織・団体を指す。また、NPO の経済学的な定義としては、「収入から費用を差し引いた純利益を利害関係者に分配することが制度的にできないような非政府組織」（山内 1997）となる。しかし、単に非営利の組織ということであれば、学校法人や医療法人などがそれに含まれることになるだろうし、同様の理由で、社会福祉法人、財団法人などまで含めれば、議論はより複雑になるに違いない。これらの全体像を、山岡義典（1997, 1998）にしたがって規模の大小と他益・共益（その利益の及ぶ範囲が、広く他者一般か、ある一定の範囲内かによる分類）の軸で分類すると図表 1 のようになる。

これらのうち、最も包括的に NPO を捉えたものを「広義の NPO」とするならば、協同組合や、ボランティア団体を含む市民活動団体（図表 1 の網かけ部に相当、より限定的には特定非営利活動促進法において法人格が付与された組織（以下、「NPO 法人」と略）がそれに相当する）を「狭義の NPO」とし、区別すべきであろう。以下に述べる議論で「NPO」という場合には必ずしもこのような区別はなされていないが、本稿におい

ては、対象を明確化する意味で以上のような定義を用いることにする。

図表1　NPOをめぐる諸概念の構成

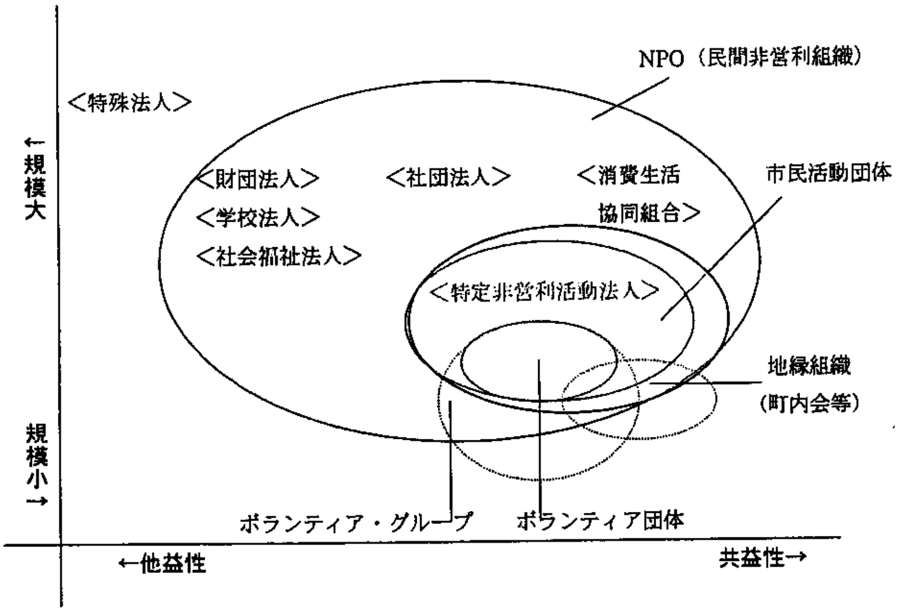

資料：山岡義典（1997, 1998）より作成

第Ⅰ部　NPOの信頼性仮説の検証

2．「信頼」への経済社会学的アプローチ

経済学における「信頼」

①セクター論におけるNPOの位置づけ

前述したように、NPO の信頼性に関する議論は主として公共経済学の分野においてなされてきた。もっとも、NPO（非営利組織）という語義自体が経済学的な発想からのものに他ならず、それが所謂「市場の失敗」や「政府の失敗」に対する認識から第 3 のセクターとして定義された経緯（セクター論としての NPO）を考えれば、むしろ当然のこととも言えよう。以下、このセクター論の根拠を概観した上で、それらが担う有意義な役

割として「信頼」に注目した議論を整理しよう。

セクター論における NPO の位置づけは、まず NPO が供給する財・サービスに注目するところから始まる。一般に NPO が供給する財・サービスは、医療・福祉・教育・環境・文化・まちづくりなど、公共的色彩の強いものである。こうした財・サービスは、「私的財」(private goods) に対して「公共財」(public goods) と呼ばれ、非排除性と非競合性という 2 つの性質があることから定義される(逆に、排除性と競合性が備わっていれば「私的財」となる)。非排除性とはコストを負担しなくても他の人間がただ乗りできることを、非競合性とは多数の消費者が利用しても混雑しないという財・サービスの性質を指し、この 2 つの性質故に、公共財は市場での効率的な供給が困難となる。この市場での効率的な供給が困難であることが、すなわち「市場の失敗」を意味する。ここにおいて、公共財は政府が何らかの調整や供給をするのが相応しいという議論が成り立つ。

では、公共財はすべて政府による供給が相応しいのかというと、必ずしもそうとは言えない。現実の公共財・サービスには、程度の差こそあれ 100%の非排除性と非競合性を満たさないものが多く含まれているからである。たとえば、福祉や教育などは、対価を支払った人にサービスがなされるという意味で排除的であり、純粋な意味での公共財とは言えない。しかし、そのサービスがなされることで、その結果がそれを受ける人以外にも影響を及ぼす場合があること(外部性)を考慮すると、そのサービスは完全に排除的ではなく、必ずしも私的財とは言えないだろう。このように、非排除性と非競合性が 100%あると考えられる「純粋公共財」(pure-public goods) に対し、必ずしもその条件を完全に満たさないものを「準公共財」(quasi-public goods) と呼ぶ。国防や上下水道の整備などの純粋公共財は政府による供給が望ましいが、準公共財の場合、(その定義から) ある程度の排除性が認められるわけであり、市場メカニズムでも政府でも、それを効率的に供給するには不完全であるという議論も成り立つ。また、福祉、教育、文化などの分野において、消費者のニーズは一様でないことも容易に想像できよう。市場メカニズムは、価格メカニズムを通して消費者のニーズを把握すのに優れているが、市場メカニズムを持たない政府がこのような多様なニーズを把握することは困難である。このような調整を行うのは、一般に投票などの政治的プロセスであるが、それは多数決原理を採用する以上、「中位投票者(median voter) の原理」によって画一化されてしまい、やはり多様なニーズに応えることはできない。これらにより「政府の失敗」が生じることとなる。

このように、「市場の失敗」「政府の失敗」に対する認識から、そのどちらにも属さない

NPO の存在がクローズアップされるわけだが、その説明には、先の中位投票者の原理を下敷きにすることができる。中位投票者の原理は、結局のところ、中位の選好を持つ人以外にとっては、求める需要よりも供給が少ないか多いかであり、かつ費用負担は均一であるが故に、(特に福祉や教育など、求める水準が多様であるサービスにおいては) 不満を生むことになる。不満を持った人は、自分の望む水準の公共財が供給される地域に移動することは可能 (「足による投票」) だが、実際には多くコストがかかるので現実的ではない。このような場合に、高い供給水準を求める人は、同程度の需要を持つ仲間を募り、その財・サービスを自ら供給することが有り得る。この自ら供給する組織こそが NPO の源初形態であると考えることができよう[x]。

②NPO の積極的意義と「信頼」への着目

以上の説明は、まず財・サービスの性質に着目し、それが準公共財であるという認識から、市場メカニズムや政府では必ずしも不十分であり、ここにおいてその供給主体として NPO の存在理由が浮かび上がってくるというものである。このようにして、NPO を市場でも政府でもない第 3 のセクターとして位置づけるのがセクター論の骨格である。

しかし、セクター論による NPO の説明は、市場や政府の隙間を埋める (補完する) ものとしての説明であり、その意味で NPO の消極的な理由付けであるといえる。「市場の失敗」「政府の失敗」は理論的に受け容れられるものであり、その解決策としてそこに NPO の可能性を見ること自体は否定されるべきことではない。しかし、何故 NPO でなければならないのかという積極的な裏付けがない以上、議論としては弱いと言わざるを得ない。

このような問題に対し、NPO の積極的意義について述べているのが「契約の失敗」(contract failure) の議論である。ハンズマン (1980) を中心とするこの議論においても、まず財・サービスの特性に着目するところから始まる。準公共財の中には、医療や福祉、教育などその評価が俄かには判断できないもの、換言すれば、その財・サービスについての情報を需要者側よりも供給者側の方が多く持っている場合が少なくない。医療の場合では、患者よりも医師に、福祉の場合では被介護者やその家族よりも介護者に、教育の場合では生徒・学生よりも教師・教員の方に、それぞれのサービスに関する情報が偏っている。これを「情報の非対称性」といい、この情報の非対称性が存在する場合、消費者はその財・サービスの品質を評価できず、供給者側はそれが営利的に行動する限り消費者のこうした情報不足を悪用して利潤を増加させる可能性 (機会主義的行動の可能性) が否定

できなくなる。この結果、消費者の需要が過小になり、結果として社会的な供給量も最適水準を下回ることになる。「契約の失敗」と言われるこうした事態は、消費者の供給者に対する「信頼」の欠如が失敗を招くということを示している。その点においては、非営利分配の制約がある NPO の方が、機会主義的行動をとる可能性が低い分消費者の支持を得られやすいと考えることができる。ハンズマンは、先の準公共財に発生する情報の非対称性の解決策として、(政府の失敗を考慮し) NPO の存在意義を評価したのである。こうした「契約の失敗」の解決策として、営利企業との比較優位から NPO の信頼性に着目した議論を、ここでは「NPO の信頼性仮説」と呼ぶことにする。

NPO の存在理由とその有効性については、信頼と情報の観点から以上のように捉えられている。このロジックは確かに一定の説得力を持つものであるが、一方で必ずしもその分析は十分でないことも事実である。その最も大きな問題は、上記の議論を全面的に認めたとしても、「契約の失敗が現実にどの程度実証されるのか、あるいは契約の失敗のケースには必然的に非営利団体が活動すべきなのかなどについては、必ずしも十分に論証されているわけではない」(山田 1996) という点である。すなわち、NPO の信頼性仮説はそれ以上の議論を見ておらず、必ずしも実証されていないというのである。先に述べた本稿の目的もこうした問題意識に立脚したものである。

今ひとつの問題は、経済学における信頼概念が極めて曖昧であるという点である。これらの議論においては、あくまでも情報の非対称性を担保するものとして信頼が捉えられているが、その信頼がどのようなものであるかについては必ずしも規定されていない。また、その信頼が情報とどのような関係があるのかについても同様に明確とはいえない。したがって、NPO の信頼性仮説を検討するには、まずその理論的枠組みの精緻化を行わなければならないということになる。この点に関しては、以下に整理するように、伝統的に社会学が取り上げてきた議論が参考になる。

社会学における「信頼」

①「信頼」研究の系譜とその捉え方

社会学における「信頼」研究は、ジンメルが『貨幣の哲学』(1900) において貨幣に対する信頼の問題を取り上げたことに始まると考えられる。たしかに、貨幣による取引をする場合、どれだけその貨幣がきちんと造られ、その取引相手に対する問題がなかったにし

ても、多くの場合それだけでは取引は成り立たない。貨幣そのものや人格的要素以上に、貨幣秩序や貨幣ネットワークに対する信頼がなければ、そのシステムは十全に機能しないだろう。ジンメルのこうした分析は、信頼の対象に関わる面と、信頼の形成過程に関わる面について、その後の議論に大きな影響を及ぼしている。ジンメルの分析は貨幣に対するものであったが、この議論を積極的に評価しつつ、より抽象的な信頼一般の議論へと誘った代表的な論者がルーマンとギデンズである。

ルーマン（1973）はシステム論における信頼の機能を、ギデンズ（1990）はモダニティの特質における信頼の位置を論じており、それらは必ずしも同じ主張ではないが、いくつかの共通項も認められる。まず、「信頼にとってもっとも重要な要件は、十分な情報の欠如である」とし、情報の不足こそが信頼の前提と考えている点である。こうした考え方は、先の経済学における議論と同じものであるが、これらの議論を引き継いだドッド（1994）によれば、情報が不足する場合だけではなく、過多である場合にもやはり信頼が必要とされるとし、信頼は情報の（不足や過多を含めた）不確実性全般に由来するものであると考えることができる。また、その状況がリスクを伴うものである場合を信頼と考え、そうでない確信と区別した上で、信頼を「システム信頼」と「人格的信頼」に分類している点でも共通している。この分類は、ある状況下においてその個人に対する信頼なのか、その個人が属するシステムに対する信頼なのかによる分類であると考えていいだろう。

これら以外にも、社会学ミクロ理論の立場からブラウ（1964）、コールマン（1990）らが、また社会学以外では、政治学でパットナム（1993）、フクヤマ（1996）、社会心理学で山岸俊男（1998）らが、重要な信頼研究を行っている。ここでは紙幅の関係から山岸のそれを概観しつつ、これらの議論を再構成することにしよう。

山岸（1998）の議論の骨格は概ね次の６つの命題に集約される。まず、第１命題として「信頼は社会的不確実性が存在している状況でしか意味をもたない」という前提から出発し、社会的不確実性のない状態を「安心」として区別する。次に、そうした不確実性の存在に対し、人々はコミットメント関係を形成すると考える（第２命題）。しかし、一般にコミットメント関係は機会コストを生み出すことになり（第３命題）、それが増大した場合、コミットメント関係を維持するよりその関係にとどまらない方が有利となる（第４命題）。また、信頼する側の問題として「低信頼者（他人に対する信頼である一般的信頼が低い人）は、高信頼者（一般的信頼の高い人）よりも、社会的不確実性に直面した場合に、特定の相手とコミットメント関係を形成し、維持する傾向がより強い」とする第５命

題を踏まえて、「社会的不確実性と機会コストの双方が大きい状況では、高信頼者が低信頼者よりも大きな利得を得る可能性が存在する」という第6命題に到達する。

②「信頼」の再定義

これらの命題で重要なのは、言うまでもなく第1命題で、前述した経済学やルーマン、ギデンズらの前提と同一のことを述べていると考えられる。つまり、上記の多くの議論が述べていたように、信頼の前提となるのは情報であると言い得よう。ただし、公共経済学での議論ように、信頼が必要とされるのは情報が非対称（不足）である場合だけでない。ドッドが指摘したように、情報が複雑（過多）である場合にも同様に信頼は必要とされるに違いない。また、より信頼が求められるのは、そうした情報の非対称性や複雑性による影響を検証できない場合（検証不可能性）であろう。したがって、情報が過不足ない状態からくる安寧感や、それに基づく行為は信頼とはいえず、山岸のいうように「安心」と概念化すべきである。

また、ルーマンやギデンズが問題にしたように、仮に情報の非対称性や複雑性、検証不可能性（以下「情報の不確実性」と総称する）が存在した場合でも、そこにリスクを伴わないという期待から行為に及ぶ場合もあるだろう。逆にいえば、信頼が必要とされる状況には必ず他の選択肢が存在し、それに関わるリスクが認識されていなければならない。こうしたリスクを認識しない状況が前提となるものを「確信」と概念化すべきである。以上を整理すると、情報の不確実性が、存在するかどうかで安心と信頼・確信を区別でき、さらに、情報が不確実の場合でも習慣的な理由などからリスクを伴うかどうかで確信と信頼を区別することができるだろう。母子関係に代表される心理的・精神的な安寧は「安心」（心理的・精神的概念）、信仰に基づいたり、感情的なコミットメントなど習慣的や文化的な期待は「確信」（習慣的・文化的概念）、情報の不確実性とそのリスクを超える社会的・関係的な根拠が「信頼」（社会的・関係的概念）ということになる。

さらに、信頼もその対象から規定すればより厳密な定義が可能である。ルーマンやギデンズらが示したように、信頼には対人的な側面と対システム的な側面が考えられるからという点から、信頼は大きく「人格的信頼」と「システム信頼」の 2 つに分けることができる。本稿で問題としている NPO の非営利分配制約という制度的特性に依拠した信頼は、後者のシステム信頼のことを指していると考えることができる。在宅介護サービス分野を例にすれば、このシステムに該当する他の具体的事例として、介護福祉士やホームヘルパ

一資格などの専門家によって信頼を担保しようとする資格システム、第三者が信頼を付与しようとする第三者機関システムなどを考えることができる。

以上から整理すると、「信頼」とは、情報の不確実性があり、そのリスクを認識している状況下において特定の行為を行う根拠であり、「安心」や「確信」とは異なる、社会的・関係的な概念を指す。この定義から、信頼の形成プロセスとは、こうした情報の不確実性を低減するプロセスであると考えることができるだろう。また、信頼は人格的信頼とシステム信頼とに区別され、NPO の非営利分配制約という制度的特性は、このシステム信頼のバリエーションであると考えることができる。図表２は以上を図示したものであり、以下、本稿における信頼とはこのような再定義におけるものである。

図表２　「信頼」の再定義

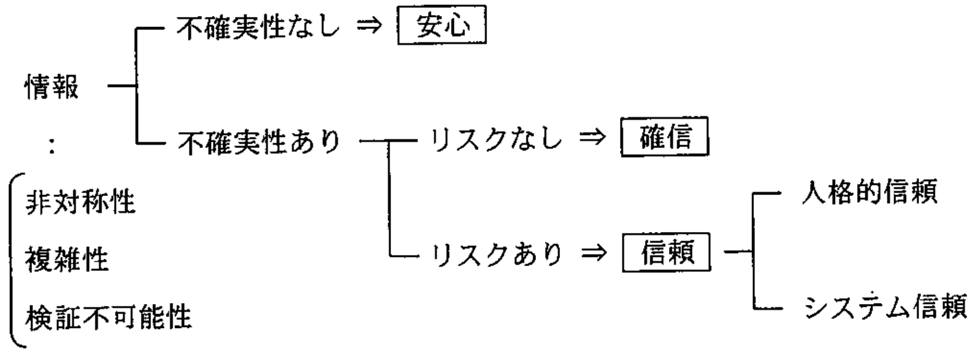

３．NPO の信頼性仮説の検証

分析枠組みと調査概要

公共経済学における NPO 理論は、NPO の有効性を情報の非対称下における企業の機会主義的行動に対する比較優位性においてあり、そのことは消費者が非営利分配制約というシステムをもつ NPO の方が信頼し得るということを意味している。しかし、こうした説明から NPO の有効性が示せるかは必ずしもわかっていないという点が問題であった。

前章での定義から、公共経済学における NPO 理論における信頼はシステム信頼を意味